

# 加茂市立加茂西小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

この方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条の規定に基づき、国のいじめ防止基本方針及び地方いじめ防止基本方針を参酌し、当校のいじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のために対策を効果的に推進するために策定するものである。

## 1 いじめの定義といじめ防止に対する当校の基本方針

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

### (2) いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学級にも起こりえることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促していくことが重要である。そのために、学校はいじめの未然防止、早期発見・即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、組織として取り組んでいかなければならない。

また、いじめ問題への取組の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいくことが大切である。

#### <いじめ防止における基本姿勢>

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②教育活動全体を通して、児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③「生活アンケート」を活用して、子どもたちの実態把握やいじめの早期発見に役立てる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障し、校内だけでなく各団体や専門家と協力して解決に当たる。
- ⑤学校と地域、家庭が協力して、指導に当たる。
- ⑥教職員の言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることに繋がることもあるという認識のもと、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (3) いじめ防止のための組織

- ①名称 この組織を、「いじめ防止推進会議」とする。
- ②構成員 校長、教頭、教務主任、担任、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭

## 2 いじめの未然防止、早期発見・即時対応への取組

### (1) いじめの未然防止のための取組

- ①分かる・できる授業づくりの取組
  - ・子どもが共に学び合う協働的な学習
  - ・学習規律の定着
  - ・学習習慣の定着を目指した家庭との連携
- ②道徳教育の充実
  - ・学校行事や体験活動と関連つけた道徳授業の実践
  - ・道徳授業の一斉参観の開催(年1回・学習参観時)
- ③社会性育成のための取組

- ・異学年で編成する縦割り班による交流活動
  - ・児童会活動，町内子ども会での活動の充実
  - ・生活科や総合的な学習の時間での地域人材・保護者との関わり
- ④人権教育，同和教育の充実
- ・人権教育，同和教育の職員研修の実施
  - ・情報モラルやネットトラブルに係る授業実践
- ⑤小1プロブレム・中1ギャップ解消の取組
- ・幼保小や小中，小小連携の充実
  - ・体験入学や小中学校主催の行事，活動への参加
  - ・入学説明会等での保護者への学校基本方針の説明
- ⑥職員間の連携
- ・情報交換会の活用
  - ・子どもを語る会の開催
- ⑦保護者や地域との連携
- ・個別懇談，学校保健委員会の開催
- (2) いじめの早期発見のための取組
- ①定期的なアンケートの実施
- ・いじめアンケートの実施
  - ・保護者・児童への学校生活全般にかかわるアンケートの実施
- ②教育相談の実施
- ・アンケートを基にした児童との教育相談の実施
  - ・保護者との個別懇談の実施
- ③いじめ相談・通報窓口の設置と周知
- (3) いじめへの即時対応
- ①組織を活用した対応
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合や児童，地域，保護者等から訴えがあった場合は，速やかに「いじめ防止推進会議」を招集し，校長が中心となって事実関係を明確にするための調査を行う。
- ②児童・保護者への対応
- ・いじめを受けた児童の安全を確保するとともに，継続的に支援をする。いじめを受けた児童及びその保護者には，必要な情報を適切に伝え，対応について話し合う。
  - ・いじめを行った児童には，毅然と対応し，自らの行為の責任を自覚させる指導をする。また，いじめの背景にも目を向け，いじめを行った児童が今後いじめに向かわない指導をする。いじめを行った児童の保護者には，必要な情報を適切に伝え，今後の対応について助言する。
- ③市教育委員会への報告
- ・いじめに係るトラブルや心配な事案が発生した場合は，重大事態に至る前にただちに市教育委員会に報告し，教育委員会と共に状況改善に向け，同時に関係児童はもちろんのこと，関係保護者と協力し合って最善を尽くす。
- ④いじめへの対処
- いじめは，単に謝罪をもって安易に解消とはせず，少なくとも次の二つの要件が満たされていることを慎重に見極める。
- ア 少なくとも3か月以上はいじめに係る行為が止んでいること
  - イ 被害者が心身の苦痛を感じていないこと
- これらの要件が満たされていても，必要に応じ，他の事情も勘案して判断する。さらに，解消の状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，いじめ

を受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

⑤組織対応の流れ(別紙)

### 3 重大事態への対応

#### (1) 重大事態とは

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い

ア 児童が自殺を企図した場合(軽傷・重傷にかかわらず)

イ 精神性の疾患を発症した場合(嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く)

ウ 身体に重大な傷害を負った、負いそうになった場合

エ 金品等に重大な被害を被った場合等を想定

②いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い(年間30日を目安)

一定期間連続して欠席しているような場合等も含む。

③重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始するものとする。また、被害児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

#### (2) 重大事態発生時の対応

市教委への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

①学校が主体となった場合の対応

ア 組織による調査体制を整える。

イ 組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

エ 調査結果を市教委に報告する。

オ 市教委の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

②学校の設置者が調査主体となった場合の対応

ア 設置者の調査組織に必要な資料提出等、調査に協力する。

### 4 取組の評価と本方針の見直しと修正

学校評価に本方針の実効性・有効性に関する評価項目を設定し、定期的に基本方針の評価と見直しを行う。

### 5 本方針の周知及び説明

#### (1) 学校HPへの常時公開

学校HPで本方針が常時閲覧できるようにし、そのことについて保護者や地域住民にPTA総会や学校だより等を通じて年度当初に周知する。

#### (2) 児童・保護者への説明機会の設定

①児童への説明

年度当初に学級担任が学年の発達段階に応じて、いじめの定義やいじめに遭ったときの対処、学校の取組などについて児童に説明する。

②保護者への説明

PTA総会で校長が保護者に本方針について説明する。また、新1年生の入学説明会においても、校長が保護者に本方針について説明する。

(附則)平成26年4月1日制定

(附則)平成30年4月1日一部改訂

(附則)令和2年4月1日 一部改訂